

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年11月25日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 田中 博章

1 契約の概要

令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等の移送に係る車両貸切・運行管理請負業務委託（2台分）

2 履行（納品）場所

本市が指示した場所から場所

3 契約日

令和3年8月18日

4 履行日又は履行期間

令和3年8月24日から令和3年9月30日

5 契約金額

4,753,320円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市鶴見区鶴見中央2-6-27

東宝タクシー株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、患者対応に係る体制強化が早急に必要だったため。

8 契約の相手方の選定理由

神奈川県タクシー協会に依頼し、協会加盟事業所に対して本業務の履行の可否について確認をとった結果、履行可能の旨の連絡を受けたため、本緊急対応が可能な事業者として選定。

9 所管課

健康福祉局健康安全課